

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

一時保護決定～一時保護解除までの一連のケア

一時保護が決まってから一時保護解除までの入所児童へのケアを適切に行うための基礎的事項を理解し、実践できるようになることを目的とします。

目次

1.一時保護中のケア・アセスメントの大原則	2
2.一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内容とその留意点	3
3.一時保護中に実施するケアの内容とその留意点	8
4.一時保護解除時のケアの要点・留意点	14

一時保護中のケア・アセスメントの大原則



Point !

- 一時保護におけるケアの大原則は、生活を通じて子どもの安全を確保し、安心感を与えることです。
- 職員は時には子どもの大人に対する怒りを受け止めることが肝要です。

大原則

- 一時保護のケアは短期間のケアですが、その**大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うこと**です。
- 一方で、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多く、また安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくありません。
- そのため、**子どもにとって安心できる距離で関わる**必要があるとともに、**子どもの尊厳を大切に、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し**、時には、**子どもの大人に対する怒りを受け止めなければなりません**。

アセスメントの根幹

- 一時保護は子どもにとって、**環境の急激な変化**であることから、**子どもは非常に不安定な状態**にあることが考えられます。
- 子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなします。
- 子どもの行動はそれが問題のあるものであっても、それを子どもからのSOSと受け止め、子どもへの理解を深めるきっかけとします**。

求められる専門性

- 短期間のケアを実施し、今後の支援の方針を決めていくためには**、家庭状況に対する子ども自身の認識や希望を聞き取り、それらを十分に考慮しながら、分離・喪失体験への反応の理解、心的外傷の反応の理解、アタッチメント問題の理解、学習した不適切な認知や行動パターンの理解、それまでに子どもを支えてきた資源の理解と、子どもの抱えた課題と強みを総合的に支えてきた資源の理解等を踏まえて、**子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力が求められます**。
- 大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくありませんが、そうした心理や反応を意識していない場合、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを十分に認識しなければなりません**。

その他留意点

- 一時保護から保護者のもとに帰る子どもにとって、**一時保護された場所が、家庭生活上で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはなりません**。

一時保護決定から一時保護初期のケア

一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内容とその留意点

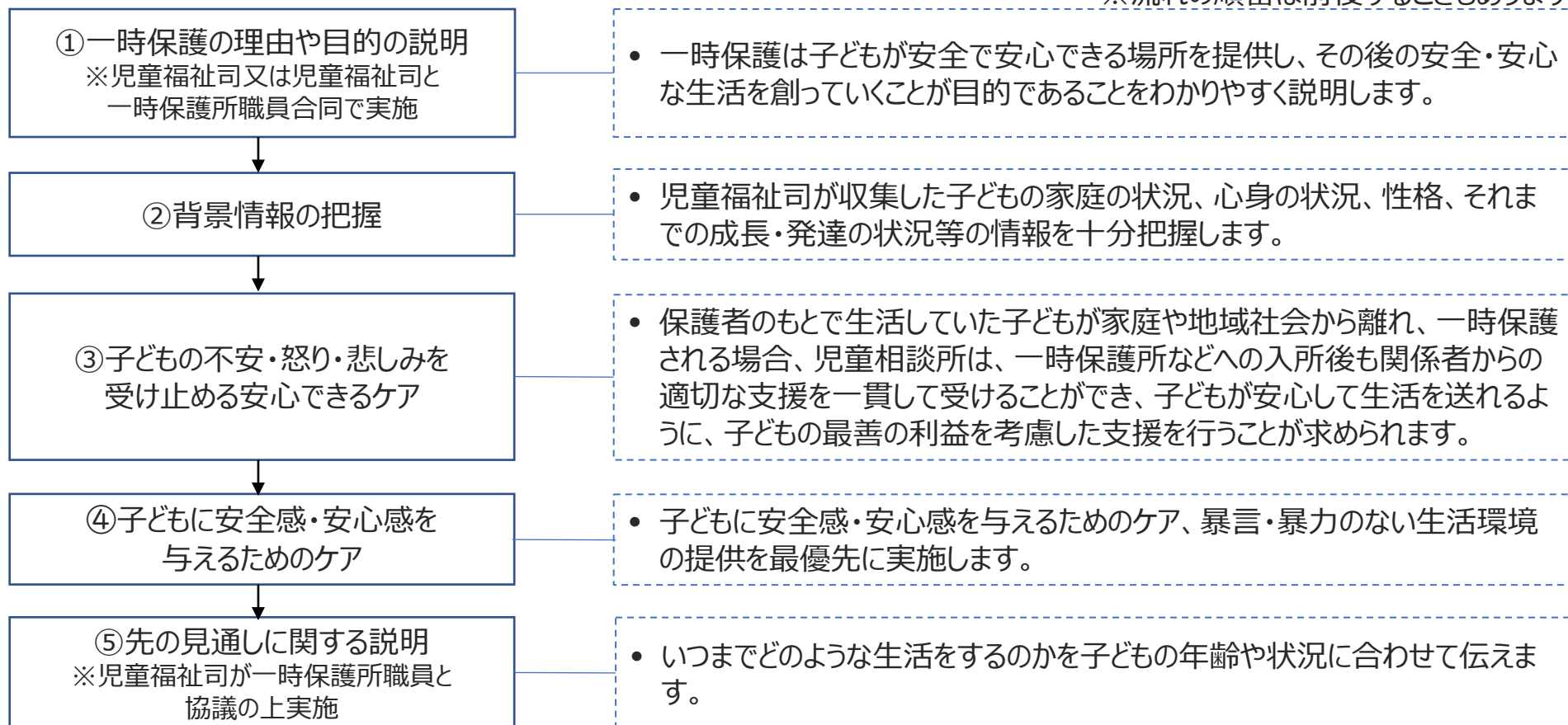


Point !

- 子どもの背景情報を十分把握した上で、子どもに安全感・安心感を与えるためのケアを行い、子どもをエンパワーします。
- 一時保護の理由や目的の説明はかかせません。

一時保護が決まってから一時保護初期までのケアの流れ

※流れの順番は前後することもあります



一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内容とその留意点（1/2）

① 一時保護の理由や目的の説明

- 一時保護は子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活を創っていくことが目的であることを**児童福祉司、または児童福祉司と一時保護所職員が合同でわかりやすく説明**します。
- **子どもの発達年齢の他、障害の有無や特性に応じた丁寧な説明が必要**ですが、子どもによっては落ち着いて話を聴けない子どももいますので、タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められます。
- 加えて、**子ども自身が保護された理由について理解できているかを把握**します。特に職権保護の場合、把握した情報について速やかに相談部門と共有し、必要があれば子どもに補足説明等を都度実施します。
- **非行等の行動上の問題による一時保護の場合**は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、**子どもがそうした問題行動をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことも目的であることを付け加えます**。
- さらに、**子どもから聞いた話は、原則として他の職員や担当児童福祉司が共有することなどを説明**します

② 背景情報の把握

- **適切なケアの実施のため**、児童福祉司が収集した子どもの家庭状況、心身の状況、性格、それまでの**成長・発達の状況等を十分把握する必要**があります。
- 特に、一時保護所や一時保護専用施設では**集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせません**。
- 家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関する情報もできるだけ把握する必要があります。

③ 子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

- 子どもにとって一時保護所への入所は慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、その影響は大きく、多くの場合子どもはショックを受けたり、怒りや悲しみを感ずる状態になります。
- そのため、一時保護における、**子どもに対する関りで大切なことは、「子どもの不安を軽減し、解消すること、子どもが安心すること」ができるように子どもの気持ちに寄り添い、支援すること**です。
- 一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切です。

一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内容とその留意点（2/2）

④ 子どもに安全感・安心感を与えるためのケア

- **暴力・暴言がない生活、衣食の足りる生活を子どもに体験してもらうことを主眼におき、そうした環境を提供できるような雰囲気形成、個々の児童へのケア、児童同士のかかわり方についての指導に努めます。**
- 虐待を受けるなど、心に傷を負う体験がある子ども等には右記のようなことが起きても当然であることを職員は認識した上で、子どものケアに当たります。
- これらの症状の程度によっては、児童心理司、医師などによる安心できる部屋での面接、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた、子どもの年齢に応じた治療やケアが必要となることもあることから、アセスメントの結果を踏まえ、観察会議での協議を経て、必要に応じて児童心理司等との連携の上で適切な対応を行います。
- **また、子ども自身が持っている権利及びその権利が守られるべきであることや、守られないと感じた場合は、職員や第三者に相談ができる具体的な連絡先や方法などを、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うなどの権利教育を行います。**

- 心に傷を負う体験がある子どもに見られる心理等
 - ✓ 一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと
 - ✓ ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまうこと
 - ✓ 自分を傷つけたくなくなってしまうこと
 - ✓ 怖い夢を見てしまうこと
 - ✓ 聞こえるはずのない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じてしまうこと
 - ✓ 自分がしたと指摘されても覚えていないこと
 - ✓ 突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

⑤ 先の見通しに関する説明

- 先の見通しに関する説明を、児童福祉司がその内容や実施時期を一時保護所職員と協議したうえで子どもに対して実施します。
- いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることに繋がります。
- 同時にその見通しに対する子どもの意見を聞くことも重要であり、その意見は相談部門にも共有することが大切です。
- ただし、先にも述べた通り、先の見通しに関する説明は児童福祉司と協議のうえで実施するものですから、一時保護所職員の独断で安易に子どもにこれを伝えることは厳に控えるべきことに注意してください。

(参考) 一時保護の場への意向を余儀なくされた子どもの心理の例

- 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- これから先、誰も世話してくれないのではないかと不安（見捨てられ不安）
- 自分はこの先どうなるのだろうという不安（見通しが持てない不安）
- 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安(新たな関係性に対する不安)
- 自分が変わる事・変わることができないのではないかと不安や抵抗（自己変容への不安）
- 自分が保護されたという事実に対する怒りもしくは劣等感
- 自分が保護されたことで親を否定されたのではないかと怒り・罪悪感
- 家族から孤立する恐怖、家族を裏切ったという罪悪感・自責感

一時保護中のケア

一時保護中に実施するケアの内容とその留意点



Point !

- 一時保護中のケアとして実施する事項は主として下図に示す7つです。
- 一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアとなります。
- 子どもの背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に該当し得ることに留意します。

一時保護中のケアとして実施する事項

①個別ケア

- 一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケア
- 日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールである
- 子どもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に該当し得る点に留意

②家から分離された特別な環境であることへの配慮

- 子どもによっては不安やホームシックで気持ちが不安定になり得ることに留意
- 家庭への思慕が見られない子どもがいるときもあるが、こうした状態はこうした状態として把握する

③保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等 ※主として相談部門業務

- 一時保護中も状況に応じて相談部門と協議の上子どもに家族に関する情報を提供する
- 家族との面会に関しては、子どもの安全と安心を前提に子どもの意思を踏まえ判断する

④エンパワメントに繋がるケア

- 一時保護のケアの中で「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でも子どもに伝える

一時保護中に実施するケアの内容とその留意点

一時保護中のケアとして実施する事項（続き）

⑤子どもの被害の可能性に
配慮したケア

- 一時保護を受けている全ての子どもが何らかの被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに問題がある可能性があることを考慮してケアを行う

⑥ケアを通じたアセスメント

- 子どもと職員との関係や、生活の1つ1つへの反応などを通じて、子どもの行動の背景を考える
- 子どもをケアしていく中でその子どもを共感的に理解することに努めることで、子どもの発達段階や抱える問題などを知りアセスメントに繋げる

⑦子どもからの成育歴
の聴取

- 子ども自身から成育歴や家族歴を聞き取ることで、他の期間や保護者から得られなかった情報を得る
- 子どもからの聴取については、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進める

一時保護中のケアの内容とその留意点（1/3）

①個別ケア

- 個別ケアは一時保護中の子どものケアの大前提です。
- 個々の子どもの状態や背景を踏まえ、一律的に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に該当し得ることに最大限注意します。
- 一方で、一時保護所において定めた一定のルールやスケジュールの中で共に生活し、子どもの1日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにも繋がります。
- 例えば、食事の時間や家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせることが困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣がなく、戸惑いを感じるなどが考えられます。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事をとることとし、徐々に一緒に食事を取る楽しさを伝えていくなどの対応が必要になります。
- また、**子どものいわゆる問題行動やその傾向は、子どもが危機的状況の中でその危機を解決する、もしくは回避するために身に着けた行動であることが少なくないことに留意**しましょう。

②家から分離された特別な環境であることへの配慮

- 子どもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定になるといった状態になることも考えられます。
- そのような場合には、**子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを手元に置くなどの配慮**が考えられます。
- 一方、**アタッチメントに問題のある子どもはその場その場で刹那的対応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあります。こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本**となります。

③保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

※主として相談部門業務。

- 保護者・家族への感情/家族の情報
 - 子どもの保護者への感情は複雑であり、怒りの思いや思慕の思いが入り混じっています。
 - 子どもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も状況に応じて家族に関する情報を提供します。
- 家族との面会
 - 家族との面会等の実施に関しては、子どもの安全と安心を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要があります。
 - 児童相談所として面会等を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行います。

一時保護のケアの内容とその留意点 (2/3)

④エンパワメントに繋がるケア

- 一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊心が持てない子どもも少なくありません。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多いです。
- 一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要があります。
- 表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要です。

⑤子どもの被害の可能性に配慮したケア

- 一時保護中の子どもには暴力や暴言を受けている子どもが少なくありません。性的な被害を受けている子どももいます。また、発達障害の傾向があってコミュニケーションの問題がある子どもも存在します。
- しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないことから、**全ての子どもが被害を受けている可能性がある、コミュニケーションに問題がある子どもがいる可能性があることも考慮してケアを行わなければなりません。**
- 暴れる子どもの抑制のため、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応します。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましいです。

⑥ケアを通じたアセスメント

- 職員 1 人で行うのではなく、チームで情報共有しながら行います。
- 子どもと職員との関係や、生活の 1 つ 1 つへの反応などを通して、**子どもの行動の背景を考えます。**
- 子どもと関わりながら、行動観察による子どもの全体像の把握を行っていくことが重要であり、こうした状態像に至った**背景として家族の状況や生育歴、身体的成長の状況などの情報も必要**となります。
- 子どもをケアしていく中でその**子どもを共感的に理解しようとする**ことで、**子どもの発達段階や抱える問題などを知ることが必要**です。
- **子どもが「問題行動」を表出した際には、心的外傷に係る体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味**することが有効です。
- 不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難な子どもも少なくありません。例えば、ある子どもは食事の時間が近づく和不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することで、その子どもが家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかになったケースがあります。

一時保護のケアの内容とその留意点 (3/3)

⑦子どもからの生育歴の聴取

■ 子どもから生育歴と聴取する狙い

- 子ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかった、重要な情報を得られることがあるため、これを行います。
- 子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司や児童心理司などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行います。

■ 子どもからの聴取の仕方

- 子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となります。
- こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、何とか助けようとしてくれている」と認識していることが重要です。職員はこうしたことを念頭に、日々の生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に最新の注意を払う必要があります。
- 子どもとのやりとりでは、特に被害事実に関する場合、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聞き取りを心がけます。
- こうした手法については司法面接のトレーニングやそれに類した面接技法の研修を受けることも考えられます。

一時保護解除時のケア

一時保護解除時のケアの要点・留意点

💡 Point !

- 一時保護解除時も、最後まで丁寧なケアが重要です。
- 家庭復帰の場合と里親・施設に措置する場合とでそれぞれ丁寧にケアを実施します。

一時保護解除時のケアの要点

- 一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現に繋がることもあります。
- 子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければなりません。
- 関わった職員が子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要です。
- 加えて、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要です。
- また、子どもの権利の保障の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該子どもの状況の把握その他の措置により当該子どもの安全を確保することが児童相談所の業務であること（法第11条第1項第2号）から、適切に対応してください。

一時保護解除時のケアの要点・留意点

家庭復帰の場合

家庭復帰を検討するタイミング	<ul style="list-style-type: none">一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がない時、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をします。そのため、一時保護中から市区町村とも連携して家族のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰った時に備えて、要保護児童対策地域協議会を活用し地域にセーフティーネットを構築します。
家庭復帰に向けたアセスメント	<ul style="list-style-type: none">児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰に向けて下記アセスメントを行います。<ul style="list-style-type: none">✓ 家庭復帰のための準備として必要な支援✓ 虐待や非行などの問題の再発生リスク✓ 保護者に対する支援の効果✓ 子どもに安全な家庭環境であるか✓ 関係機関や地域による継続的な支援体制の確保✓ 一時保護先での子どもへの養育・支援の効果上記アセスメントを踏まえ、関係機関と協議の上家庭復帰後の支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認します。
家庭復帰に向けたケア	<ul style="list-style-type: none">子ども又は保護者や家族の家庭復帰に係る心理状態に配慮しつつ、双方の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討します。必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整し、子どもにとって最良の家庭復帰方法を考えます。家庭復帰後に関し子どもに安心感を持たせるため、家庭復帰後も、相談や支援を行うことをわかりやすく伝えます。
家庭復帰に向けた子どもへの対応	<ul style="list-style-type: none">児童福祉司と、「子どもにいつ、どのように一時保護解除のことやその日時を伝えるか」を入念に協議・検討します。子どもが年齢に応じてSOSが出せるようエンパワメントすることが重要です。例えば、低年齢の子どもには保育所や幼稚園の職員へのSOSの出し方、小学生以降の子どもでは児童相談所全国共通ダイヤル(189)の使い方を練習させておくといった対応が考えられます。

一時保護解除時のケアの要点・留意点

里親や施設等に措置する場合

子どもに対するケア

- 子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要があります。
- また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもと共に見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか、伝えて欲しいか、子どもと話すことも大切です。
- 例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝えることが良いことを提案することも考えられます。
- 特に里親等への委託までには、子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくなど、丁寧に子どもとの関係調整を進めていくことが必要です。

里親・施設との連携

- 子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら子どもの受け入れ態勢を整えます。このため、可能な場合は委託、入所予定先の職員が子どものもとを訪問することや、子どもが委託、入所予定先を訪問することも検討します。
- さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしている。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしている。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要です。
- なお、里親や施設職員は、可能な限り、保護者と子どもの養育についての情報を共有する等、常に連携・協働できる関係作りを進めていくことが必要です。

- 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日